

第780号
令和元年7月

天理市公報

発行 天理市
編集 総務部総務課

目次

条 例	番号	頁数
・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	16	2
・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	17	11
・天理市手数料条例の一部を改正する条例	18	16
・天理市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	19	17
・天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	20	17
・天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	21	18
・天理市介護保険条例の一部を改正する条例	22	18
規 則	番号	頁数
・天理市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則	22	18
・天理市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	23	18
・天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	24	21
・天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	25	21
・天理市観光物産センター条例施行規則の一部を改正する規則	26	21
告 示	番号	頁数
・令和元年第2回天理市議会定例会の招集について	150	21
・放置自転車等の保管について	151	22
・道路の区域変更及び供用開始について	152	22
・放置自転車等の保管について	153	22

・放置自転車等の保管について	154	23
・放置自転車等の保管について	155	23
・放置自転車等の保管について	156	23
・拘留犬の公示について	157	23
・放置自転車等の保管について	158	24
・放置自転車等の保管について	159	24
・放置自転車等の保管について	160	24
・放置自転車等の保管について	161	24
・放置自転車等の保管について	162	24
・違反広告物の保管について	163	25
・放置自転車等の保管について	164	25
・平成30年10月1日から平成31年3月31日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況の公表について	165	25
・放置自転車等の保管について	166	35
・令和元年度天理市一般会計補正予算(第2号)等の要領について	167	35
・放置自転車等の保管について	168	38
・放置自転車等の保管について	169	38
・大和都市計画生産緑地地区の変更に ついて	170	39
・公示送達について	171	39
・公示送達について	172	39
・放置自転車等の保管について	173	39
・都市計画の案の縦覧について	174	40
・都市計画の案の縦覧について	175	40
・都市計画の案の縦覧について	176	40
・地縁による団体の認可について	177	41
・放置自転車等の保管について	178	41
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	33	41
・一般競争入札について	34	44
・一般競争入札について	35	47
・農用地利用集積計画の変更について	36	49
・公売について	37	49
・一般競争入札について	38	53
教育委員会	番号	頁数

・定例教育委員会の招集について	8	57
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	7	57
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	35	57
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	36	57
・参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所について	37	57
・参議院議員通常選挙における在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の場所について	38	58
・参議院議員通常選挙における各期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者	39	58
・参議院議員通常選挙における各投票区の投票所の場所について	40	58
・参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	41	58
・議院議員通常選挙につき、本市開票区の開票は、次の場所及び日時について	42	58

・参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	43	58
・参議院選挙区選出議員選挙における各投票所内における候補者の氏名及び党派別の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について	44	59
・参議院議員通常選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時について	45	59
・参議院選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場について	46	59
公営企業	番号	頁数
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について【告示】	6	59
・平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	12	60
・平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	13	60

条 例

(令和元年6月28日掲示済)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

天理市長 並 河 健

天理市条例第16号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(天理市文化センター条例の一部改正)

第1条 天理市文化センター条例(昭和62年12月天理市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第6条、第8条関係)

天理市文化センター施設使用料
(単位 円)

区分	9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	超過料金 1時間に つき
	～ 12:00	～ 17:00	～ 21:30	～ 17:00	～ 21:30	～ 21:30	
展示ホール	4,180	5,750	6,800	11,510	13,610	18,850	1,560
文化 ホール	平日	4,700	6,280	7,330	12,030	15,180	2,080
	土・日曜日	5,750	7,850	8,900	15,180	18,850	2,080
和室(梅)	1,170	1,560	1,840	3,230	3,800	5,160	380
和室(銀杏)	1,170	1,560	1,840	3,230	3,800	5,160	380
和室(杉)	850	1,150	1,210	2,200	2,760	3,590	280
会議室	1,280	1,880	2,360	3,760	4,850	6,210	480

オーディオルーム	1,800	2,400	2,890	4,280	5,370	7,260	600
視聴覚室	1,800	2,400	2,890	4,280	5,370	7,260	600
冷暖房	展示ホール	1時間につき		830			
	文化ホール	1時間につき		1,560			
	その他の施設	施設使用料に含む。					

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合は、上記使用料（冷暖房料を除く。）の倍額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2（第6条、第8条関係）

天理市文化センター設備等使用料

1 文化ホール

(単位 円)

品名		使用料4時間まで	超過料金1時間につき
舞台設備	指揮台	300	80
	指揮者用譜面台	200	50
	譜面台（1台）	100	30
	山台（1台）	100	30
	金（銀）屏風（1枚）	1,030	250
	演台	300	80
	司会者台	200	50
	音響板	2,080	510
	花瓶	200	50
音響設備	拡声装置（マイク2本付）	2,080	510
	コンデンサマイク（1本）	1,030	250
	ダイナミックマイク（1本）	300	80
	ワイヤレスマイク（一式）	830	200
	テープレコーダー（1台）	510	130
	CDレコーダー（1台）	510	130
	MDレコーダー（1台）	510	130
	DATレコーダー（1台）	510	130
	3点吊マイク（マイク別）	360	90
	マイクスタンド（ブーム型1本）	200	50
	マイクスタンド（床上型1本）	150	40
	マイクスタンド（卓上型1本）	150	40
ステージスピーカー（一式）	730	180	
照明設備	フットライト	230	60
	ボーダーライト	300	80
	アッパーホリゾントライト	300	80
	ローアホリゾントライト	300	80
	シーリングスポット	930	230

	サスペンションスポット (1台)	150	40
	ステージスポット (1台)	150	40
	センターピン (1台)	1,030	250
	ミラーボール	510	130
映写設備	16mm映写機 (スクリーン共)	1,560	390
	映写用スクリーン	510	130
	移動用スクリーン	100	30
	液晶プロジェクター	510	130
	DVDプレーヤー	510	130
楽器	ピアノ (調律料は含まない。)	4,700	1,180
	エレクトーン	2,080	510
その他	持込み器具1KW (1台)	150	40
	テープレコーダー録音料	510	130

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

2 視聴覚室等

(単位 円)

品名	使用料4時間まで	超過料金1時間につき
拡声装置 (マイク2本付)	1,030	250
ダイナミックマイク (1本)	300	80
ワイヤレスマイク (一式)	830	200
テープレコーダー	510	130
MD-CDプレーヤー	510	130
マイクスタンド (ブーム型1本)	200	50
マイクスタンド (床上型1本)	150	40
マイクスタンド (卓上型1本)	150	40
液晶プロジェクター	510	130
DVDプレーヤー	510	130
移動用スクリーン	100	30
展示用照明スポット (展示ホール用) (1台)	50 (1日につき)	
移動用展示ケース (展示ホール用) (1台)	300 (1日につき)	

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

(天理市民会館条例の一部改正)

第2条 天理市民会館条例 (昭和42年3月天理市条例第13号) の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第5条、第7条関係)

天理市民会館施設使用料

(単位 円)

区分			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	超過料金 1時間 につき
ホ ー ル	入場料等 を徴収し ない場合	平日	11,510	16,750	19,900	31,420	39,800	56,560	4,180
		日曜日・土曜日	14,660	20,950	25,130	39,800	50,280	71,230	5,230
	入場料等 を徴収す る場合	平日	23,030	33,510	39,800	62,850	79,610	113,130	7,850
		日曜日・土曜日	29,330	41,900	50,280	79,610	100,560	142,470	9,950
楽屋 (大)			2,610	3,130	3,130	5,750	6,280	8,900	830

楽屋（小）	1,560	2,080	2,080	3,660	4,180	5,750	510
化粧室	1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300
大会議室	3,130	4,180	4,180	7,330	8,370	11,510	1,030
中会議室（1・2・3・4）	1,560	2,080	2,080	3,660	4,180	5,750	510
小会議室（1・2・3）	1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300
和室（1・2・3・4）	1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300
託児室	1,030	1,560	1,560	2,610	3,130	4,180	300
冷暖房	ホール	1時間につき 3,130					
	その他の施設	無料					

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2（第5条、第7条関係）

ホール設備等使用料
（単位 円）

品名		使用料4時間 まで	超過料金1時 間につき
舞 台 設 備	指揮者台	300	100
	指揮者用譜面台	200	100
	譜面台 1台	100	50
	花瓶	300	100
	講演用机	510	200
	司会者台	200	100
	音響板	5,230	2,080
	山台 1台	300	100
	屏風 1双	300	100
音 響 設 備	拡声装置（マイク2本付）	4,180	1,560
	コンデンサマイク 1本	1,030	410
	ダイナミックマイク 1本	510	200
	ワイヤレスマイク 1本	620	200
	ステレオマイク 1本	1,030	410
	マイクスタンド（床上型） 1本	200	100
	マイクスタンド（卓上型） 1本	200	100
	マイクスタンド（ブーム型） 1本	300	100
	3点吊りマイク装置（マイク別）	1,030	300
	エレベーターマイク（マイク付） 1台	1,250	510
	カセットデッキ 1台	620	200
	CDプレーヤー 1台	620	200
	MDレコーダー 1台	620	200
	はね返しスピーカー 一式	510	200
ステージスピーカー 一式	1,030	300	
	フットライト	830	300
	第1ボーダーライト	510	200
	第2ボーダーライト	510	200
	アップパーホリゾントライト	1,250	410

照明設備	ローアホリゾンライト	620	200
	2Fフロントライト	830	300
	3Fフロントライト	830	300
	シーリングスポットライト 一式	2,080	730
	PFD吊り込みスポットライト 1台	200	100
	客席吊り込みスポットライト	1,030	410
	スポットライト1kw 1台	200	100
	スポットライト500W 1台	150	80
	ピンスポットライト クセノン2kw 1台	2,080	830
	ピンスポットライト ハロゲン1kw 1台	1,030	410
	ピンスポットライト ハロゲン650W 1台	830	300
	ミラーボール 1台	620	200
	エフェクトマシン 1台	620	200
	先玉 1個	100	50
	オーロラマシン 1台	620	200
	ストロボ 一式	1,250	410
	スタンド 1台	100	50
	オートカラーチェンジ 一式	830	300
映写設備	16mm映写機 スクリーン共	2,080	730
	映写用スクリーン	1,030	410
	液晶プロジェクター 1台	1,560	300
	移動用スクリーン 1台	300	100
その他	グランドピアノ	5,230	1,250
	展示パネル 1台	100	-
持ち込み器具 1kwにつき		150	80

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 1kw未満は、1kwとみなす。

別表第3 (第5条、第7条関係)

会議室等貸出設備使用料

(単位 円)

品名	使用料4時間まで	超過料金1時間につき
大会議室音響設備 一式	1,560	300
液晶プロジェクター 1台	1,560	300
ピアノ 1台	1,030	410
BDレコーダー 1台	830	200
CDラジカセ 1台	510	200

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

(天理市人権センター条例の一部改正)

第3条 天理市人権センター条例(平成21年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

天理市人権センター使用料

(単位 円)

区分	9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	超過料金1時間につき
	~ 12:00	~ 17:00	~ 21:00	~ 17:00	~ 21:00	~ 21:00	
大会議室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
研修室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
相談室	300	410	300	730	730	1,030	100

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

(天理市コミュニティセンター条例の一部改正)

第4条 天理市コミュニティセンター条例(平成2年12月天理市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

天理市コミュニティセンター使用料

（単位 円）

区分		9 : 00 ～ 12 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	18 : 00 ～ 21 : 00	9 : 00 ～ 17 : 00	13 : 00 ～ 21 : 00	9 : 00 ～ 21 : 00	超過料金 1 時間 につき
天理市嘉幡 コミュニ ティセン ター	大会議室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
	研修室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
	相談室	300	410	300	730	730	1,030	100
天理市御経 野コミュニ ティセン ター	大会議室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
	調理室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
	研修室	930	1,250	930	2,200	2,200	3,130	300
	相談室	300	410	300	730	730	1,030	100

備考 1 時間未満は、1 時間とみなす。

（天理市市民活動交流プラザ条例の一部改正）

第 5 条 天理市市民活動交流プラザ条例（平成10年 3 月天理市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第 5 条関係）

天理市市民活動交流プラザ会議室使用料

（単位 円）

区分	9 : 00～ 12 : 00	13 : 00～ 17 : 00	18 : 00～ 21 : 00	9 : 00～ 21 : 00	超過料金 1 時間 につき
1 階会議室	1,150	1,560	1,880	3,130	410
2 階小会議室	300	410	510	1,030	100
3 階会議室	830	1,030	1,350	2,300	300

備考 1 時間未満は、1 時間とみなす。

（天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正）

第 6 条 天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年 3 月天理市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,080円」を「3,130円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「720円」を「730円」に改める。

（天理市自転車等駐車場条例の一部改正）

第 7 条 天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

駐車場

（単位 円）

種別 区分	一時利用（1 日 1 回）		定期利用	
	入場から90分 まで	90分を超え、退 場まで	1 月	3 月
原動機付 自転車	一般	200	3,050	8,650
	学生	200	2,030	5,800
自転車	一般	100	2,030	5,800
	学生	100	1,520	4,270

備考

- 1 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に通学又は通園している者をいう。
- 2 「一般」とは、学生以外の者をいう。
- 3 一時利用の「1日」とは、駐車場の開場時間のことをいう。

（天理市名阪高架下駐車場条例の一部改正）

第8条 天理市名阪高架下駐車場条例（平成20年12月天理市条例第38号）の一部を次のように改正する。
別表中「1,330円」を「1,350円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

（天理市産業振興館条例の一部改正）

第9条 天理市産業振興館条例（平成27年12月天理市条例第42号）の一部を次のように改正する。
別表中「48,000円」を「48,880円」に、「64,000円」を「65,180円」に改める。

（天理駅前広場条例の一部改正）

第10条 天理駅前広場条例（平成28年9月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

天理駅前広場施設使用料
（単位 円）

区分			8：00 ～ 13：00	13：00 ～ 17：00	17：00 ～ 21：00	8：00 ～ 21：00	超過料金 1時間につき
第6条第1項 第1号に掲げる 行為による 使用の場合	多目的広 場	平日	1,140	910	1,220	3,270	250
		日曜日、 土曜日及 び休日	1,370	1,100	1,460	3,930	300
第7条の規定 により占用し て使用する場 合	野外ス テージ	平日	3,800	3,050	4,070	10,920	840
		日曜日、 土曜日及 び休日	4,580	3,660	4,880	13,120	1,010
	多目的広 場 (東側)	平日	1,900	1,520	2,030	5,450	420
		日曜日、 土曜日及 び休日	2,290	1,830	2,440	6,560	500
	多目的広 場 (西側)	平日	1,900	1,520	2,030	5,450	420
		日曜日、 土曜日及 び休日	2,290	1,830	2,440	6,560	500
	多目的広 場 (全面)	平日	3,800	3,050	4,070	10,920	840
		日曜日、 土曜日及 び休日	4,580	3,660	4,880	13,120	1,010

備考

- 1 「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 1時間未満は、1時間とみなす。
- 3 「第7条の規定により占用して使用する場合」の多目的広場の使用料は、物品の販売を伴う場合に限るものとする。
- 4 野外ステージにおいて、入場料等を徴収する場合は、上記使用料の倍額とする。
- 5 入場料等を徴収する場合は、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2（第11条関係）

天理駅前広場設備使用料

(単位 円)

品名	使用料 4 時間まで	超過料金 1 時間につき
電子ピアノ 1 台	2,030	500
マイク・スピーカーセット一式	2,030	500
スポットライト 1 台	1,010	250
プロジェクター・スクリーンセット一式	2,030	500

備考 1 時間未満は、1 時間とみなす。

(天理市立公民館条例の一部改正)

第11条 天理市立公民館条例（昭和61年 3 月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

天理市立公民館使用料

(単位 円)

区分	9 : 00～ 13 : 00	13 : 00～ 17 : 00	17 : 00～ 22 : 00	9 : 00～ 22 : 00	超過料金 1 時間につ き
大会議室	1,150	1,150	1,350	2,820	200
小会議室	300	300	510	1,030	100
談話室	300	300	510	1,030	100
料理室（講座室）	410	410	620	1,250	200
和室（茶室）	300	300	510	1,030	100

備考 1 時間未満は、1 時間とみなす。

(天理市体育施設条例の一部改正)

第12条 天理市体育施設条例（平成25年 3 月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号中「2,720円」を「2,770円」に、「1,690円」を「1,720円」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 天理市立総合体育館利用料金

区分		午前 (9 : 00～ 12 : 00)	午後 (13 : 00～ 17 : 00)	夜間 (18 : 00～ 21 : 00)	全日 (9 : 00～ 21 : 00)	
主競技場	全面利用	入場料等を徴収しない場合	3,130円	4,400円	6,280円	12,560円
		入場料等を徴収する場合	31,300円	44,000円	62,800円	125,600円
	床面積の 2 分の 1 の利用	入場料等を徴収しない場合	1,560円	2,200円	3,130円	6,280円
		入場料等を徴収する場合	15,600円	22,000円	31,300円	62,800円
	床面積の 3 分の 1 の利用	入場料等を徴収しない場合	1,030円	1,460円	2,080円	4,180円
		入場料等を徴収する場合	10,300円	14,600円	20,800円	41,800円
サブ競技場	全面利用	1,030円	1,030円	1,460円	2,080円	
	個人利用	100円	100円	150円	200円	

ボルダリング場	個人利用	一般	200円	200円	200円	620円
		小人	100円	100円	100円	300円
	独占利用		2,080円	2,080円	2,080円	2,080円
選手控室			830円	1,030円	830円	1,030円
研修室			300円	410円	300円	410円
トレーニング室			2時間当たり 300円			
温水シャワー室			1回につき 100円			

備考

- 1 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 (1) 入場料を徴収する場合
 (2) その他これに準ずる場合
- 2 「個人利用」とは、利用者が1人又は数人で利用する場合で指定管理者が認めるものをいう。
- 3 「小人」とは、13歳未満の者をいう。
- 4 「独占利用」とは、「一般」、「小人」にかかわらず、利用者数が10人以上の団体が利用する場合をいう。
- 5 2時間未満は、2時間とみなす。
- 6 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(4) 天理市立総合体育館の附属設備及び器具の利用料金

種類	単位	利用料金		備考
		午前・午後・夜間 (各1回につき)	全日	
バスケットボール用具	1式	620円	1,560円	ボールを除く。
バレーボール用具	1式	200円	510円	ボールを除く。
バドミントン用具	1式	200円	510円	ラケット及びシャトルを除く。
テニス用具	1式	200円	510円	ラケット及びボールを除く。
卓球用具	1式	200円	510円	ラケット及び球を除く。
フットサル用具	1式	200円	510円	ボールを除く。
電光掲示板	1式	1,030円	2,610円	
放送設備	1式	1,560円	4,180円	
ステージ	1式	1,030円	2,080円	
大型ベンチ	1基		510円	
パイプ椅子	1脚		50円	

備考 この表に掲げるもの以外の附属設備及び器具の利用料金の額は、類似する附属設備及び器具の利用料金の額に準じて指定管理者が市長の承認を得て算定した額とする。

別表第4項第1号を次のように改める。

(1) グラウンド・ゴルフ場利用料金

区分	9:00~13:00	13:00~17:00	9:00~17:00
----	------------	-------------	------------

個人利用	16歳未満及び65歳以上	200円	200円	360円
	一般	410円	410円	730円
独占利用	1コース	3,130円	3,130円	5,750円
	2コース	6,280円	6,280円	11,000円
備考 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。				

（天理市水道事業給水条例の一部改正）

第13条 天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（令和元年10月1日における消費税法等の改正に伴う経過措置）

8 令和元年10月1日前から継続して水道を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針を行った場合に算定する料金に係る第24条第1項第1号、第25条及び第28条の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

9 令和元年10月1日前における給水装置の工事の申込みに係る第32条第1項、同条第2項及び第33条第1項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

（天理市下水道条例の一部改正）

第14条 天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和元年10月1日における消費税法等の改正に伴う経過措置）

3 令和元年10月1日前から継続して公共下水道を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針又は認定を行った場合に算定する使用料に係る第11条第3項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

（天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第15条 天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和元年10月1日における消費税法等の改正に伴う経過措置）

3 令和元年10月1日前から継続して処理施設を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針又は認定を行った場合に算定する使用料に係る第12条第3項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の天理市文化センター条例、第2条の規定による改正後の天理市民会館条例、第3条の規定による改正後の天理市人権センター条例、第4条の規定による改正後の天理市コミュニティセンター条例、第5条の規定による改正後の天理市市民活動交流プラザ条例、第6条の規定による改正後の天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、第7条の規定による改正後の天理市自転車等駐車場条例、第8条の規定による改正後の天理市名阪高架下駐車場条例、第9条の規定による改正後の天理市産業振興館条例、第10条の規定による改正後の天理駅前広場条例、第11条の規定による改正後の天理市立公民館条例及び第12条の規定による改正後の天理市体育施設条例の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後の天理市文化センター及び天理市民会館の施設及び設備等、天理市人権センター、天理市コミュニティセンター、天理市市民活動交流プラザ及び天理市産業振興館の会議室等、天理市名阪高架下駐車場、天理駅前広場並びに天理市立公民館（以下「天理市文化センター施設等」という。）の使用に係る天理市文化センター施設等の使用料、自転車等駐車場の利用に係る駐車料、廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料及び体育施設等の利用に係る利用料金について適用し、同日前の天理市文化センター施設等の使用料、自転車等駐車場の利用に係る駐車料、廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料及び体育施設等の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（令和元年6月28日揭示済）

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

天理市長 並 河 健

天理市条例第17号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(天理市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「ものが」を「ものは、」に改め、「、その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者が」を「納税義務者は、」に、「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては、その者に対し」を「には」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第53条の10第1項中「納税義務者が」を「納税義務者は、」に改め、「、その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

第65条第1項中「ものが」を「ものは、」に改め、「、その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

第75条第1項中「をいう。)が」を「をいう。)は、」に改め、「、その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

第100条の2第1項中「申告納税者が」を「申告納税者は、」に改め、「、その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

第105条の2第1項中「納税者が」を「納税者は、」に改め、「、その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

第107条第1項中「ものが」を「ものは、」に改め、「、その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

第133条第1項中「ものが」を「ものは、」に改め、「、その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

第139条の2第1項中「納税義務者が」を「納税義務者は、」に改め、「、その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

附則第15条の3及び第15条の3の2を次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納

付すべき額について不足額があることを附則第15条の5の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の7に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900円	3,000円
第 2 号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第 2 号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の規定 公布の日
 - (2) 第1条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
 - (3) 第1条中天理市税賦課徴収条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
 - (4) 第2条中天理市税賦課徴収条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
 - (5) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日
- (市民税に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の天理市税賦課徴収条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき天理市税賦課徴収条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公

的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の天理市税賦課徴収条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の天理市税賦課徴収条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（天理市税賦課徴収条例等の一部改正）

第6条 天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し並びに同条第1項及び第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条の3第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第21条の3中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第25条の前の見出し及び同条、第26条から第29条までの規定、第30条（見出しを含む。）、第32条並びに第33条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

2 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年12月天理市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

3 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成29年3月天理市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

4 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成29年9月天理市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

5 天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年6月天理市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第 6 条中「平成31年 9 月30日」を「令和元年 9 月30日」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成32年10月 1 日」を「令和 2 年10月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成32年 11 月 2 日」を「令和 2 年11月 2 日」に改め、同条第 3 項中「平成33年 3 月31日」を「令和 3 年 3 月31日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「32年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第10条第 1 項中「平成33年10月 1 日」を「令和 3 年10月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成33年 11 月 1 日」を「令和 3 年11月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成34年 3 月31日」を「令和 4 年 3 月31日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「33年新条例」を「3 年新条例」に改める。

6 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成30年12月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条（見出しを含む。）及び第 3 条（見出しを含む。）中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

7 天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成31年 3 月天理市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条中「同年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成32年度」を「令和 2 年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第 3 項中「平成32年度」を「令和 2 年度」に、同項の表第34条の 6 第 1 項の項及び附則第 9 条の 2 の項中「平成31年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 3 条から第 5 条までの規定中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（令和元年 6 月28日 掲示済）

天理市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 6 月28日

天理市長 並 河 健

天理市条例第18号

天理市手数料条例の一部を改正する条例

（天理市手数料条例の一部改正）

第 1 条 天理市手数料条例（平成12年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第27号及び第28号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 2 条 天理市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中第29号を第33号とし、第28号の次に次の 4 号を加える。

29	指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護保険法（平成 9 年法律123号）第78条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定又は同法第115条の12第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請において事業所の所在地が本市の区域外であるものを除く。）に対する審査	1 件につき 30,000円
30	指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新又は同法第115条の21において準用する同法第70条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請において事業所の所在地が本市の区域外であるものを除く。）に対する審査	1 件につき 11,000円
31	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	介護保険法第79条第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1 件につき 30,000円
32	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	介護保険法第79条の 2 第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対す	1 件につき 11,000円

		る審査	
--	--	-----	--

別表備考に次の 1 項を加える。

- 3 第29号及び第30号の手数料の額については、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする事業者が、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る指定又は指定の更新を併せて受けるために申請する場合は、1 件として手数料の額を算定する。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和元年 7 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

(令和元年 6 月 28 日 掲 示 済)

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 19 号

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 7 月天理市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 14 条並びに第 15 条第 1 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(令和元年 6 月 28 日 掲 示 済)

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 20 号

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月天理市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 16 条第 2 項第 3 号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、「。附則第 2 条第 2 項において同じ」を削る。

第 37 条第 2 号中「（平成 24 年法律第 65 号）」を削る。

第 45 条中「第 6 条第 1 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うもので

あって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
附則第2条第2項中「（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。
附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和元年6月28日揭示済）

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

天理市長 並 河 健

天理市条例第21号

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月天理市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第3条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和元年6月28日揭示済）

天理市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

天理市長 並 河 健

天理市条例第22号

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「33,960円」を「28,320円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「28,320円」とあるのは、「47,160円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「28,320円」とあるのは、「54,720円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

規 則

（令和元年6月28日揭示済）

天理市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第22号

天理市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則

天理市民生委員推薦会規則（昭和32年5月天理市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「14名」を「10名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和元年6月28日揭示済）

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第23号

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年 7 月天理市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号中「保証人」を「条例第14条第 3 項の規定により災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人（以下「連帯保証人」という。）を立てる場合は、連帯保証人」に改める。

第 9 条中「連帯保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第 5 号。以下「借用書」という。）を「災害援護資金借用書（様式第 5 号。以下「借用書」という。）（連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の連署した借用書）」に、「及び連帯保証人の印鑑登録証明書」を「の印鑑登録証明書（連帯保証人を立てる場合は、借受決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書）」に改める。

様式第 2 号中「1 年賦 2 半年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に、

「

連 帯 保 証 人 （保証人が書いてください。）	を	書 （連帯保証人を立てる場合に、連帯保証人が書いてください。）	に、「上記借入れに対し、連帯して債務を負担します。」
---------------------------------------------	---	------------------------------------	----------------------------

」

を「（連帯保証人を立てる場合）上記借入れに対し、連帯して債務を負担します。」に改める。

様式第 3 号中

「償還方法 年 賦 半年賦
利 子 年 3 パーセント」を

「償還方法 年賦 ・ 半年賦 ・ 月賦
利 子 年 1.5 パーセント（連帯保証人を立てる場合は無利子）」

に、「(4) あなたと連帯保証人の印鑑登録証明書各 1 通」を

「(4) 印鑑登録証明書 1 通」に改める。

(5) 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の印鑑登録証明書 1 通」

様式第 5 号中「年 3 パーセント」を「年 1.5 パーセント（連帯保証人を立てる場合は無利子）」に、

「年 賦 ・ 半年賦」を「年 賦 ・ 半年賦 ・ 月賦」に、

「住所 借受人氏名 ①」を

「借 受 人 住所 氏名 ①」に、

「住所 連帯保証人 氏名 ①」を

「（連帯保証人を立てる場合）連帯保証人 住所 氏名 ①」に改める。

「住所 連帯保証人 住所 氏名 ①」を

「連帯保証人 住 所 氏 名 ①」を

「(連帯保証人を立てる場合)

連帯保証人 住所
氏名 ④ に、「1年賦 2半年賦」を

「年賦・半年賦・月賦」に改める。

様式第10号中

「連帯保証人 住所
氏名 ④」を

「(連帯保証人を立てる場合)

連帯保証人 住所
氏名 ④ に改める。

様式第13号中「年賦・半年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に、

「
借相
受人
又は
その
人
」を
「
相借
受人
又は
その
人
」に、
「
連
帯
保
証
人
」を
「
連
帯
保
証
人
を
立
て
る
場
合
」
に改める。

様式第14号中「年利10.75%」を「年5パーセント」に改める。

様式第15号中「年10.75%」を「年5パーセント」に改める。

様式第16号中

「
連 帯 保 証 人
」を
「
(連帯保証人を立てる場合)
連 帯 保 証 人
」に、

「借受人(又は同居の親族)

住所
氏名 ④ を

「借受人(又は同居の親族) 住所
氏名 ④」に、

「連帯保証人
住所
氏名 ④」を

「(連帯保証人を立てる場合)
連帯保証人 住所
氏名 ④」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(令和元年 6 月 28 日 掲示済)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第24号

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成25年 6 月天理市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第 8 号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(令和元年 6 月 28 日 掲示済)

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第25号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則（平成13年11月天理市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,050円」を「2,080円」に、「1,020円」を「1,030円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に移動し、保管した自転車等に係る費用について適用し、同日前に移動し、保管した自転車等に係る費用については、なお従前の例による。

(令和元年 6 月 28 日 掲示済)

天理市観光物産センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第26号

天理市観光物産センター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市観光物産センター条例施行規則（平成24年 7 月天理市規則第22号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「午前 8 時 30 分から午後 8 時まで」を「午前 9 時から午後 7 時まで」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎月第 2 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い祝日でない日）

(2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

(平成31年 3 月 6 日 掲示済)

天理市告示第150号

令和元年第 2 回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年 6 月 6 日

天理市長 並 河 健

記

1 期 日 令和元年 6 月 13 日

2 場 所 天理市役所議事場

(令和元年 6 月 7 日 掲示済)

天理市告示第151号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 6 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
令和元年 6 月 7 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和元年 6 月 7 日から令和元年 8 月 5 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1 台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市くらし文化部防災安全課 電話 0743-63-1001

(令和元年 6 月10日 掲示済)

天理市告示第152号

道路の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から 1 月間一般の縦覧に供する。

令和元年 6 月 10 日

天理市長 並 河 健

記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路 線 名 市道11号 北大路線
- 3 道路の区域

路線番号	区 間	区域変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	メートル	摘 要
11	豊井町県道天理環状 線分岐から 中町国道24号線 合接まで	前	14.7～ 17.4	3568.9	
		後	14.7～ 17.4	3824.9	

- 4 供用開始の区間
道路の区域変更に伴い新たに道路となった区間
- 5 供用開始年月日
令和元年 6 月 10 日

(令和元年 6 月10日 掲示済)

天理市告示第153号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月10日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年6月10日揭示済)

天理市告示第154号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月10日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

令和元年6月10日

3 移動対象区域

天理市田部町522番地先

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

令和元年6月10日から令和元年8月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,050円

イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市くらし文化部防災安全課 電話 0743-63-1001

(令和元年6月12日揭示済)

天理市告示第155号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月12日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年6月13日揭示済)

天理市告示第156号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月13日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年6月14日揭示済)

天理市告示第157号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

令和元年6月14日

天理市長 並 河 健

保護日時 令和元年6月14日

保護場所 天理市三昧田町

種類 ポメラニアン

性別 雄

大きさ 中

毛色 茶

首輪 布製赤色、チェック柄

犬の所有者は、郡山保健所（TEL51-0193）へ返還請求の手続きをしてください。

（令和元年6月17日揭示済）

天理市告示第158号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月17日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和元年6月18日揭示済）

天理市告示第159号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月17日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和元年6月20日揭示済）

天理市告示第160号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月20日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和元年6月20日揭示済）

天理市告示第161号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月20日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和元年6月24日揭示済）

天理市告示第162号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月20日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

(令和元年6月24日揭示済)

天理市告示第163号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

令和元年6月20日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	明日香不動産	立看板	4	指柳町	令和元年 6月21日	令和元年 6月21日	市役所 地下駐車場
2	不明(ペット霊園)	のぼり	1	成願寺町			

連絡先 天理市建設部都市整備課 0743-63-1001 (内線330)

(令和元年6月26日揭示済)

天理市告示第164号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月26日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年6月27日揭示済)

天理市告示第165号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成30年10月1日から平成31年3月31日までににおける本市水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

令和元年6月27日

天理市長 並 河 健

平成30年度下半期天理市水道事業報告書

(平成30年10月1日から平成31年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の給水戸数は、前年同期に比べ81戸(0.3%)増加の24,450戸となりましたが、給水人口は、563人(0.9%)減少の64,705人となりました。

また有収水量は、前年同期に比べ、39,028m³(1.0%)減少の3,783,437m³となりました。

(建設改良)

三島町、田部町地内など、市内各地で配水管改良工事や配水管新設工事等を行いました。また、園原町地内において送水管布設工事、西井戸堂町地内において3号取水井改修工事、杣之内浄水場内において、杣之内浄水場更新工事(3年目/5箇年)を行いました。

(経理状況)

給水収益は前年同期に比べ13,539,977円(1.5%)減少し、918,954,011円となり、当期収益合計は前年同期に比べ122,274,882円(10.8%)減少の1,008,800,647円となりました。

一方費用は、受水費、動力費及び減価償却費等の減少により、前年同期に比べ48,451,265円(4.9%)減少の949,158,864円となり、当期損益は59,641,783円の純利益となりました。

今後も水需要は減少する見通しであることから、さらなる経費の削減と業務の効率化を推進し、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成31年 第1回定例会	議案第12号	平成31年度天理市水道事業会計予算	平成31年3月18日
平成31年 第1回定例会	議案第25号	天理市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	平成31年3月18日

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	申請先	許可等年月日
平成30年10月31日	平成30年度水道施設等耐震化等補助金 変更交付申請	奈良県知事	平成30年12月20日

(4) 職員に関する事項

平成31年3月31日現在 (単位:人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	10	16	5	31

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事 (消費税及び地方消費税込み) は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	契約金額 (円)	備考
(平成29年度繰越工事) 園原町地内 φ75mm送水管布設工事	14,411,520	
三島町地内 φ300mm配水管改良工事	51,948,000	
田部町地内 重要給水施設配水管改良工事 (3-53工区)	101,796,480	
西井戸堂町地内 3号取水井改修工事	12,154,320	

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	下 半 期 執 行 額	執 行 累 計	未 執 行 額
収 入	水道事業収益	2,127,372,000	1,093,812,891	2,165,887,401	△ 38,515,401
	営業収益	2,000,303,000	1,006,720,284	2,020,122,082	△ 19,819,082
	営業外収益	127,067,000	85,051,201	142,163,309	△ 15,096,309
	特別利益	2,000	2,041,406	3,602,010	△ 3,600,010
支 出	水道事業費用	1,941,656,000	1,016,893,143	1,814,164,377	127,491,623
	営業費用	1,839,764,774	952,853,401	1,713,417,554	126,347,220
	営業外費用	100,591,226	64,025,767	100,591,226	0
	特別損失	300,000	13,975	155,597	144,403
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	下 半 期 執 行 額	執 行 累 計	未 執 行 額
収 入	水道事業資本の収入	572,113,000	341,993,673	366,323,073	205,789,927
	企業債	200,000,000	0	0	200,000,000
	負担金	13,935,000	10,158,480	13,760,280	174,720
	分担金	35,413,000	16,556,400	30,969,000	4,444,000
	固定資産売却代金	10,000	0	0	10,000
	補助金	22,755,000	15,278,793	21,593,793	1,161,207
	投資償還金	300,000,000	300,000,000	300,000,000	0
支 出	水道事業資本の支出 (うち、繰越分)	2,113,451,488 378,876,488	1,037,225,500 237,223,120	1,383,752,525 367,022,920	729,698,963 11,853,568
	建設改良費 (うち、繰越分)	1,498,243,488 378,876,488	578,259,350 237,223,120	768,544,737 367,022,920	729,698,751 11,853,568
	企業債償還金	315,208,000	158,966,150	315,207,788	212
	投資	300,000,000	300,000,000	300,000,000	0

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
2,209,597,751	0	158,966,150	2,050,631,601

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成30年度下半期天理市下水道事業報告書

(平成30年10月1日から平成31年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の排水戸数は、前年同期に比べ160戸(0.8%)増加の21,434戸となりました。
また、排水量は40,371m³(1.0%)減少の3,851,839m³となりました。

(建設改良)

田井庄町外での長寿命化対策管路施設改築更新及び修繕工事や市内各地において汚水樹設置工事等を行いました。

(経理状況)

下水道使用料は前年同期に比べ92,127円(0.1%)減少し、585,830,760円となりました。
また、他会計補助金が10,823,707円(1.8%)減少したこと等により、当期収益合計は前年同期に比べ18,530,073円(1.3%)減少の1,417,890,293円となりました。

一方費用は、主に支払利息等の減少により、前年同期に比べ5,106,080円(0.4%)減少の1,192,372,557円となり、当期損益は225,517,736円の純利益となりました。

今後も一層の経営努力により経費の削減等に努め、下水道の普及等事業を推進する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成30年 第4回定例会	議案第53号	平成30年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)	平成30年12月18日
平成30年 第4回定例会	議案第58号	天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	平成30年12月18日
平成30年 第4回定例会	議案第59号	天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	平成30年12月18日
平成31年 第1回定例会	議案第13号	平成31年度天理市下水道事業会計予算	平成31年3月18日

(3) 行政官庁認可事項

該当事項はありません。

(4) 職員に関する事項

平成31年 3 月31日現在 (単位: 人)

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	8	5	2	15

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事 (消費税及び地方消費税込み) は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	契約金額 (円)	備 考
・平成29年度繰越工事 田井庄町外 長寿命化対策 管路施設改築更新及び修繕工事 (その4)	62,021,160	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成30年度	平成29年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
3 月 末 排 水 戸 数 (戸)	21,434	21,274	160	0.8
下 半 期 排 水 量 (m ³)	3,851,839	3,892,210	△ 40,371	△ 1.0

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成30年度	平成29年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
下 水 道 事 業 収 益	1,417,890,293	1,436,420,366	△ 18,530,073	△ 1.3
営 業 収 益	609,035,972	609,220,192	△ 184,220	△ 0.1
営 業 外 収 益	808,852,166	827,194,714	△ 18,342,548	△ 2.2
特 別 利 益	2,155	5,460	△ 3,305	△ 60.5

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成30年度	平成29年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
下 水 道 事 業 費 用	1,192,372,557	1,197,478,637	△ 5,106,080	△ 0.4
営 業 費 用	1,010,112,031	997,244,980	12,867,051	1.3
営 業 外 費 用	182,260,526	200,219,877	△ 17,959,351	△ 9.0
特 別 損 失	0	13,780	△ 13,780	△ 100.0
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業収益	2,881,579,000	1,471,493,047	2,912,996,693	△ 31,417,693
	営業収益	1,266,056,000	662,629,358	1,301,934,401	△ 35,878,401
	営業外収益	1,615,522,000	808,861,534	1,611,060,137	4,461,863
	特別利益	1,000	2,155	2,155	△ 1,155
支 出	下水道事業費用	2,453,662,000	1,253,429,368	2,405,969,659	47,692,341
	営業費用	2,047,893,035	1,036,776,920	2,001,232,318	46,660,717
	営業外費用	404,668,965	216,652,448	404,668,965	0
	特別損失	100,000	0	68,376	31,624
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	590,992,306 56,353,306	298,975,500 34,900,240	518,452,116 56,353,306	72,540,190 0
	負担金 (うち、繰越分)	30,725,066 21,453,066	623,300 0	25,275,516 21,453,066	5,449,550 0
	補助金 (うち、繰越分)	493,714,240 34,900,240	246,283,800 34,900,240	440,377,300 34,900,240	53,336,940 0
	長期貸付金回収金	1,553,000	668,400	1,399,300	153,700
	その他資本的収入	10,000,000	0	0	10,000,000
	企業債	55,000,000	51,400,000	51,400,000	3,600,000
	支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,948,981,160 165,247,160	925,009,156 116,338,680	1,699,372,572 136,277,640
建設改良費 (うち、繰越分)		471,536,160 165,247,160	190,914,978 116,338,680	232,082,611 136,277,640	239,453,549 28,969,520
長期貸付金		10,000,000	0	0	10,000,000
企業債償還金		1,463,401,000	730,204,553	1,463,400,336	664
その他資本的支出		1,553,000	1,399,300	1,399,300	153,700
補助金返還金		2,491,000	2,490,325	2,490,325	675

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
15,839,258,783	51,400,000	730,204,553	15,160,454,230

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

(令和元年6月28日揭示済)

天理市告示第166号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年6月28日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年6月28日揭示済)

天理市告示第167号

令和元年6月27日付で議決のあった令和元年度天理市一般会計補正予算（第2号）等の要領は、次のとおりである。

令和元年6月28日

天理市長 並 河 健

令和元年度天理市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,229千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,401,429千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 国庫支出金		3,666,721	15,080	3,681,801
	1 国庫負担金	3,172,240	10,625	3,182,865
	2 国庫補助金	476,677	4,455	481,132
16 県支出金		1,920,460	5,313	1,925,773
	1 県負担金	1,245,981	5,313	1,251,294
19 繰入金		904,133	7,599	911,732
	1 基金繰入金	904,133	7,599	911,732
20 繰越金		200,000	4,525	204,525
	1 繰越金	200,000	4,525	204,525

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
21 諸収入		401,897	31,712	433,609
	4 受託事業収入	111,879	30,812	142,691
	5 雑入	267,951	900	268,851
歳入合計		24,337,200	64,229	24,401,429

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,927,235	7,599	2,934,834
	1 総務管理費	2,272,236	7,599	2,279,835
3 民生費		10,442,332	26,865	10,469,197
	1 社会福祉費	4,767,441	22,510	4,789,951
	2 児童福祉費	4,489,180	4,355	4,493,535
9 消防費		888,372	900	889,272
	1 消防費	888,372	900	889,272
10 教育費		2,141,617	28,865	2,170,482
	5 社会教育費	311,197	28,865	340,062
歳 出 合 計		24,337,200	64,229	24,401,429

第2表 債務負担行為補正

追加		
事 項	期 間	限 度 額
地球温暖化対策実行計画強化対策事業	令和2年度から令和16年度まで	687,500

令和元年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,480,819千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（改元に伴う元号の取扱い）

第2条 平成31年度予算全体における元号の表示について、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日以降は、当該年度全体を通じて「令和」に統一するものとする。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		1,179,046	△21,250	1,157,796
	1 介護保険料	1,179,046	△21,250	1,157,796
4 国庫支出金		1,311,539	1,259	1,312,798
	2 国庫補助金	391,380	1,259	392,639
8 繰入金		767,039	22,510	789,549
	1 他会計繰入金	760,682	22,510	783,192
歳入合計		5,478,300	2,519	5,480,819

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		69,064	2,519	71,583
	1 総務管理費	13,941	2,519	16,460
歳出合計		5,478,300	2,519	5,480,819

(令和元年7月1日揭示済)

天理市告示第168号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年7月1日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年7月1日揭示済)

天理市告示第169号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年7月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
令和元年7月1日

3 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
令和元年 7 月 1 日から令和元年12月31日まで
- (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間

4 返還時に必要なもの

- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
- (2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
 天理市くらし文化部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

(令和元年 7 月 3 日 掲 示 済)

天理市告示第170号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する、第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を天理市建設部都市整備課において公衆の縦覧に供します。

令和元年 7 月 3 日

天理市長 並 河 健

記

面積	備考
約63.14ha	地区数306か所

(令和元年 7 月 3 日 掲 示 済)

天理市告示第171号

公示送達について

平成31年度 納税通知書（固定資産税・都市計画税）を郵送したが、その郵送を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、地方税法第20条の2の規定によりこの公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年 7 月 3 日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和元年 7 月 3 日 掲 示 済)

天理市告示第172号

公示送達について

下記のを郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年 7 月 4 日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和元年 7 月 4 日 掲 示 済)

天理市告示第173号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年 7 月 4 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 7 月 5 日 掲 示 済)

天理市告示第174号

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大和都市計画ごみ焼却場を決定するため、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和元年 7 月 5 日

天理市長 並 河 健

1. 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	都市計画を決定しようとする土地の区域
大和都市計画ごみ焼却場 山辺・県北西部広域環境衛生組合 エネルギー回収型廃棄物処理施設 (焼却施設)	天理市岩屋町及び櫛本町の各一部

2. 都市計画の案の縦覧場所

天理市建設部都市整備課

3. 縦覧期間

令和元年 7 月 5 日（金）から令和元年 7 月 18 日（木）まで

4. 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、年齢及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、天理市建設部都市整備課に令和元年 7 月 18 日までに必着するよう提出すること。

(令和元年 7 月 5 日 掲 示 済)

天理市告示第175号

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大和都市計画その他の処理施設を決定するため、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和元年 7 月 5 日

天理市長 並 河 健

1. 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	市計画を決定しようとする土地の区域
大和都市計画その他の処理施設 山辺・県北西部広域環境衛生組合 マテリアルリサイクル推進施設 (粗大・リサイクル施設)	天理市櫛本町の一部

2. 都市計画の案の縦覧場所

天理市建設部都市整備課

3. 縦覧期間

令和元年 7 月 5 日（金）から令和元年 7 月 18 日（木）まで

4. 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、年齢及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、天理市建設部都市整備課に令和元年 7 月 18 日までに必着するよう提出すること。

(令和元年 7 月 5 日 掲 示 済)

天理市告示第176号

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画用途地域を変更するため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和元年 7 月 5 日

天理市長 並 河 健

1. 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画用途地域	天理市岩屋町及び櫛本町の各一部

2. 都市計画の案の縦覧場所
天理市建設部都市整備課

3. 縦覧期間
令和元年 7 月 5 日（金）から令和元年 7 月 18 日（木）まで

4. 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、年齢及び連絡先を併記した文書 1 通を市長あてとし、天理市建設部都市整備課に令和元年 7 月 18 日までに必着するよう提出すること。

天理市告示第 177 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第 10 項の規定に基づき告示する。

令和元年 7 月 5 日

天理市長 並 河 健

記

名 称	樺本町膳史自治会
規約に定める目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員相互の親睦に関する事 ・ 清掃、美化等の環境整備に関する事 ・ 防災、防火、交通安全に関する事 ・ 住民相互の連絡、広報に関する事 ・ 地蔵会館の維持管理に関する事 ・ 和爾下神社行事に関する事 ・ 校区自治会活動に参加すること
区 域	天理市樺本町 23 番地 2、24 番地 2、25 番地から 61 番地、64 番地から 77 番地、82 番地から 138 番地、273 番地 1 から 350 番地 1、382 番地 1 から 420 番地 1、667 番地から 670 番地、685 番地から 747 番地 8、842 番地 1、860 番地 1 から 887 番地 1、3917 番地、石上町 154 番地から 182 番地 1、183 番地 2、184 番地 2、191 番地 2、上総町 24 番地から 26 番地までの区域とする。
主たる事務所	天理市樺本町 723 番地
代表者の氏名及び住所	芦村 正司 天理市樺本町 860 番地
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。 ・ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
認可年月日	令和元年 6 月 28 日

(令和元年 7 月 5 日 掲示済)

天理市告示第 178 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成 13 年 9 月天理市条例第 30 号）第 12 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 14 条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 7 月 5 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

公 告

(平成 31 年 3 月 25 日 掲示済)

天理市公告第33号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年6月21日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 西中学校校舎2棟屋上防水改修工事
- (2) 工事場所 天理市 二階堂上ノ庄町
- (3) 工事概要 校舎2棟の折版屋根改修、樋改修及び軒天井改修工事
 - ・既存折版屋根のケレン、高圧洗浄及びさび止め塗装
 - ・既設折版屋根に断熱材敷設の上、合成高分子系ルーフィングシート防水機械固定 A=590.0㎡
 - ・既設折版軒先切断後、エチレンプロピレン被覆鋼板にて内樋カバー工法改修 L=80.0m
 - ・既設笠木及び幕板の上、カラーガルバリウム鋼板にてカバー工法改修 L=133.0m
 - ・既設軒天井改修（下地とも） A=171.0㎡
- (4) 工期 令和元年10月31日まで
- (5) 予定価格 25,355,000円
（消費税及び地方消費税に相当する額(計10%)を含む。）
- (6) 変動型最低制限価格
最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日の入札書開封前に開札立会人のくじにより決定する。

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの。）であって、次の(2)から(3)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事業の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が平成30年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成30年度）において建築工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
 - ① 別表2の資格を有する者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければ

ばならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3（1）に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市ホームページ内で公開。申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を閲覧するために必要なパスワードを発行する。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3（1）に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。この場合において、最低制限価格は初回の入札で決定した変動係数により算定したものを適用するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
 電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

西中学校校舎 2 棟屋上防水改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	令和元年 6 月 21 日（金）から 令和元年 6 月 28 日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	令和元年 6 月 21 日（金）から 令和元年 6 月 28 日（金）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	令和元年 6 月 28 日（金）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	令和元年 7 月 5 日（金）発送
質問書への回答日	令和元年 7 月 5 日（金）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	令和元年 7 月 9 日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	令和元年 7 月 11 日（木）発送
入札書到着期限日	令和元年 7 月 16 日（火） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便(株) 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	令和元年 7 月 17 日（水） 午前 9 時 30 分
くじを行う場合の日時	令和元年 7 月 17 日（水） 午前 11 時 30 分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時ま
 でを除く。）とする。

（別表 2）

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後 5 年以 上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者 で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
② 建築工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者
③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関す る学科に合格した後 5 年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に 関する学科に合格した後 3 年以上実務の経験を有する者
④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理 （種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級建築士又は 2 級建築士の免許を受けた者
⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

（令和元年 6 月 28 日 揭示済）

天理市公告第 34 号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規
 定に基づき公告する。

令和元年 6 月 28 日

天理市長 並 河 健

1 担当部局

〒632-8555 天理市川原城町 605 番地

天理市 総務部 総務課ファシリティマネジメント推進室（市役所 4 階）

TEL 0743-63-1001 (内線421)

FAX 0743-62-5016

2 入札に付する市有財産物件

以下の物件を入札に付し、売払う。(用途は住宅用宅地に限る。)

【物件1-天理市富堂町土地】

(1) 所在地番及び面積等

所在	地番	地目	実測面積
天理市富堂町	202番4	雑種地	1,537㎡

(2) 用途地域、建蔽率(指定)、容積率(指定)

<路線(国道25号)から北側30メートルを超える範囲>

第一種中高層住居専用地域(建蔽率(指定)60%、容積率(指定)200%)

<路線(国道25号)から北側30メートルまでの範囲>

準住居地域(建蔽率(指定)60%、容積率(指定)300%)

※15契約上の特約(2)に記載のとおり、住宅用宅地以外の用途で使用することはできない。

(3) 最低売却価格

61,330,000円

3 問い合わせ先及び入札説明書等を交付する場所

問い合わせ先は、1に同じ。入札説明書等必要書類は天理市ホームページからダウンロードすることもできる。また天理市役所4階総務課においても配布する。ただし、この場合は、6月28日(金)から7月26日(金)まで(土日祝を除く午前9時から午後5時まで)

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号に該当しない者であること。

5 申込方法(持参または郵送)

- (1) 提出期限 令和元年7月26日(金)午後5時まで
持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。
郵送による場合は、令和元年7月26日(金)午後5時必着
- (2) 提出場所 1に同じ
- (3) 必要書類

1. 入札参加申込書(様式第1号)
2. 宣誓書兼個人情報の取扱いに関する同意書

【法人の場合】

- ア 登記事項証明書(全部事項証明書)
- イ 印鑑登録証明書
- ウ 納税証明書(法人市民税・固定資産税【平成29年度分及び平成30年度分】)

【個人の場合】

- ア 住民票(申込者のみ)
- イ 印鑑登録証明書
- ウ 納税証明書(市県民税・固定資産税【平成29年度分及び平成30年度分】)
- エ 身分証明書(成年被後見人・被保佐人の宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したもの。)

6 入札保証金の納付

- ① 入札者は入札保証金として、3,066,500円を納付すること。
- ② 入札保証金は、令和元年8月9日(金)までに天理市所定の銀行口座宛てに振込すること。
- ③ 入札保証金は、落札した場合、契約保証金の一部に充当することができる。
- ④ 入札保証金を納付しないときは、入札に参加できません。

7 入札

- (1) 競争参加資格者は、規定の入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社天理郵便局留めの一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に開札日、開札物件名及び入札者名を記載し押印した上で、外封筒にいれなければならない。
- (3) 外封筒は、天理市が指定した様式(売却案内書P17)に従い作成し、表面に開札日、物件名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等必要事項を記入しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

《入札書の到着期限日及び送付先》

- ① 到着期限日 令和元年8月26日(月)
- ② 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局留
天理市役所総務部総務課 行

8 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和元年8月27日(火)午後1時30分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 3階334会議室

9 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定する。

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市が定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者とする。
- ② 前記に該当する者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札及び市有地売却一般競争入札案内書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

11 契約保証金の納付

落札者は、契約締結時に契約保証金として、土地代金の100分の10以上の額から契約保証金の一部に充当される入札保証金を差し引いた金額を、天理市が発行する納入通知書により納付するものとする。契約保証金は、入札保証金から充当し土地代金の一部に充当することができる。

12 契約

落札者は、市が指定する期日までに売買契約を締結する。

なお、売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に係る登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担とする。

13 売払代金の残金の納付

契約を締結した者は、売買契約締結の日から30日以内に市が発行する納入通知書により、土地代金から契約保証金を差し引いた金額を納付するものとする。

14 土地の引渡し及び所有権移転登記

- (1) 落札物件の所有権は、土地代金が完納されたときに移転することとする。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、市において行う。なお所有権の移転登記名義は売買契約書の買受人名義(入札書に記載の落札者名義)で行う。
- (3) 所有権の移転に要する一切の費用(登録免許税等)は、買受人の負担とする。
- (4) 土地の引渡しは、売払代金の納付を市が確認した後、売払代金納付時の現状有姿のまま引き渡す。なお、引渡しに関する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (5) 買受人は、落札物件の所有権移転前に、その物件にかかる権利義務を第三者に譲渡することはできない。

15 契約上の特約

売買契約書において次の特約を付す。

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

- ① 落札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供してはならないこと。
- ② 落札物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
- ③ ②の第三者が落札物件の所有権を移転する場合にも同様に①、②の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならないこと。
- ④ 落札物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、①の使用の禁止を免れるものではないこと。
- ⑤ ④の第三者が新たな第三者に落札物件を使用させる場合も同様に①、④の内容を遵守させなければならないこと。

(2) 土地の用途に関する制限

落札物件は、公有地の拡大の推進に関する法律第9条第1項第3号の規定により住宅用地以外の用途で使用することはできない。(兼用住宅も不可)

(3) 実地調査等

上記(1)及び(2)について、市が必要であると認めるときは、履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める場合がある。

(4) 違約金の徴収

買受人が上記(1)及び(2)に違反したときは、土地代金の3割に相当する額を、違約金として天理市に支払うこと。

(5) 買戻特約

買受人が上記(1)及び(2)の特約に違反したときは、市は前記の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、売買契約締結日から10年間とする。

16 その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行うので、必ず事前に現地の状況等を確認し、法令に基づく制限等も調査確認を行うこと。
- (2) 建物の建築に当たっては、土地の利用制限等について、あらかじめ各自で関係機関に確認すること。
- (3) 売買契約締結の日から落札物件の引渡しの日までの間において、天災地変その他買受人及び天理市のいずれの責めにも帰すべからざる理由により、落札物件が毀損し契約履行が不可能になったときは、買受人及び天理市のいずれからも契約解除ができる。
- (4) 買受人は、売買契約締結後、落札物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、土地代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (5) 買受人が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(令和元年6月28日揭示済)

天理市公告第35号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年6月28日

天理市長 並 河 健

1 担当部局

〒632-8555 天理市川原城町605番地
 天理市 総務部 総務課ファシリティマネジメント推進室(市役所4階)
 TEL 0743-63-1001(内線421)
 FAX 0743-62-5016

2 入札に付する市有財産物件

以下の物件を入札に付し、売払う。

物件の所在地	地目	実測面積	都市計画地域地区 (用途地域)	建蔽率 (指定)	容積率 (指定)	予定価格
勾田町230番1	雑種地	2,480㎡	第一種住居地域	60%	300%	67,210,000円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とします。

3 問い合わせ先及び入札説明書等を交付する場所

問い合わせ先は、1に同じ。入札説明書等必要書類は天理市ホームページからダウンロードすることもできる。また天理市役所4階総務課においても配布する。ただし、この場合は、6月28日(金)から7月26日(金)まで(土日祝を除く午前9時から午後5時まで)

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号に該当しない者であること。

5 申込方法(持参または郵送)

- (1) 提出期限 令和元年7月26日(金)午後5時まで
 持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。
 郵送による場合は、令和元年7月26日(金)午後5時必着。
- (2) 提出場所 1に同じ
- (3) 必要書類

1. 入札参加申込書(様式第1号)
2. 宣誓書兼個人情報の取扱いに関する同意書

【法人の場合】

- ア 登記事項証明書(全部事項証明書)
- イ 印鑑登録証明書
- ウ 納税証明書(法人市民税・固定資産税【平成29年度分及び平成30年度分】)

【個人の場合】

- ア 住民票(申込者のみ)
- イ 印鑑登録証明書

ウ 納税証明書（市県民税・固定資産税【平成29年度分及び平成30年度分】）

エ 身分証明書（成年被後見人・被保佐人の宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したもの。）

6 入札保証金の納付

- ① 入札者は入札保証金として、3,360,500円を納付すること。
- ② 入札保証金は、令和元年8月9日（金）までに天理市所定の銀行口座宛てに振込すること。
- ③ 入札保証金は、落札した場合、契約保証金の一部に充当することができる。
- ④ 入札保証金を納付しないときは、入札に参加できません。

7 入札

- (1) 競争参加資格者は、規定の入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社天理郵便局留めの一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に開札日、開札物件名及び入札者名を記載し押印した上で、外封筒にいれなければならない。
- (3) 外封筒は、天理市が指定した様式に従い作成し、表面に開札日、案件名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等必要事項を記入しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

《入札書の到着期限日及び送付先》

- ① 到着期限日 令和元年8月26日（月）
- ② 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局留
天理市役所総務部総務課 行

8 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和元年8月27日（火）午後2時30分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 3階334会議室

9 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定する。

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市が定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者とする。
- ② 前記に該当する者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札及び市有地売却一般競争入札案内書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

11 契約保証金の納付

落札者は、契約締結時に契約保証金として、土地代金の100分の10以上の額から契約保証金の一部に充当される入札保証金を差し引いた金額を、天理市が発行する納入通知書により納付するものとする。

契約保証金は、入札保証金から充当し土地代金の一部に充当することができる。

12 契約

落札者は、市が指定する期日までに売買契約を締結する。

なお、売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に係る登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担とする。

13 売払代金の残金の納付

契約を締結した者は、売買契約締結の日から30日以内に市が発行する納入通知書により、土地代金から契約保証金を差し引いた金額を納付するものとする。

14 土地の引渡し及び所有権移転登記

- (1) 落札物件の所有権は、土地代金が完納されたときに移転することとする。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、市において行う。なお所有権の移転登記名義は売買契約書の買受人名義（入札書に記載の落札者名義）で行う。
- (3) 所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税等）は、買受人の負担とする。
- (4) 土地の引渡しは、売払代金の納付を市が確認した後、売払代金納付時の現状有姿のまま引き渡す。なお、引渡しに関する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (5) 買受人は、落札物件の所有権移転前に、その物件にかかる権利義務を第3者に譲渡することはできない。

15 契約上の特約

売買契約書において次の特約を付す。

- (1) 公序良俗に反する使用用途の制限

- ① 落札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供してはならないこと。

- ② 落札物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに対する使用をさせてはならないこと。
- ③ ②の第三者が落札物件の所有権を移転する場合にも同様に①、②の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならないこと。
- ④ 落札物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに対する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、①の使用の禁止を免れるものではないこと。
- ⑤ ④の第三者が新たな第三者に落札物件を使用させる場合も同様に①、④の内容を遵守させなければならないこと。

(2) (1)以外の使用用途の制限

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に定める産業廃棄物の処理等に関する事業。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の営業を営むもの。
- ③ 落札物件の所有権を第三者に移転する場合には、①、②の使用禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①、②の定めに対する使用をさせてはならないこと。
- ④ ③の第三者が落札物件の所有権を移転する場合にも同様に①、②、③の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならないこと。
- ⑤ 落札物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①、②の定めに対する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、①、②の使用の禁止を免れるものではないこと。
- ⑥ ⑤の第三者が新たな第三者に落札物件を使用させる場合も同様に①、②、⑤の内容を遵守させなければならないこと。

(3) 建築物等に関する事項

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- ① 建築基準法別表第二(と)四の貯蔵又は処理に供するもの。(建築物に付属するものを除く。)
- ② 建築基準法別表第二(に)六の政令で定める規模の畜舎。

(4) 実地調査等

上記(1)、(2)及び(3)について、市が必要であると認めるときは、履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める場合がある。

(5) 違約金の徴収

買受人が上記(1)、(2)及び(3)に違反したときは、土地代金の3割に相当する額を、違約金として天理市に支払うこと。

(6) 買戻特約

買受人が上記(1)、(2)及び(3)の特約に違反したときは、市は前記の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、売買契約締結日から10年間とする。

16 その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行うので、必ず事前に現地の状況等を確認し、法令に基づく制限等も調査確認を行うこと。
- (2) 建物の建築に当たっては、土地の利用制限等について、あらかじめ各自で関係機関に確認すること。
- (3) 売買契約締結の日から落札物件の引渡しの日までの間において、天災地変その他買受人及び天理市のいずれの責めにも帰すべからざる理由により、落札物件が毀損し契約履行が不可能になったときは、買受人及び天理市のいずれからも契約解除ができる。
- (4) 買受人は、売買契約締結後、落札物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、土地代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (5) 買受人が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(令和元年6月30日揭示済)

天理市公告第36号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和元年6月30日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(令和元年6月28日揭示済)

天理市公告第37号

公告第 37 号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和元年6月28日

天理市長
並河 健

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり			
2	公 売 の 方 法	入 札			
3	公 売 日 時	令和元年7月29日 午後1時30分より			
	入 札 開 札	令和元年7月29日 午後2時00分から午後2時30分まで 令和元年7月29日 午後2時40分			
4	公 売 場 所	奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所 3階 334会議室			
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり			
6	公売保証金納付期限	令和元年7月29日 午後1時30分から午後1時50分まで			
7	売 却 決 定	日時	令和元年8月5日 午前10時00分	場所	天理市役所 収税課
8	買受代金納付期限	日時	令和元年8月5日 午前11時30分	<small>(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合を除く)</small>	
9	買受人についての資格 その他の要件	別紙「公売における注意事項」ととおり			
10	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 午後1時30分までに公売会場に入場し、担当職員の説明を受けてください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 5. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。 6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 7. 公売物件の地図・写真等については天理市で閲覧いただけます。 			
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>					
<p>※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>奈良県天理市総務部収税課 徴収係 担当 山野 内線202</p>					

公 売 に お け る 注 意 事 項

入札の方法	所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
開札の方法	入札書は、入札者の立金で開札します。
公売保証金の納付	公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。
最高価申込者の決定	見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者となります。
追加入札とくじ	最高の同価額入札者が2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札の価額は、当初の入札価額以上である必要があります。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。
再度入札	入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
入札書についての制限	一旦提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
買受人の制限	公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者、天理市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員は、公売財産を買い受けることができません。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
権利移転に伴う費用の負担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担となります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。 また、後日、不動産取得税(県税)、毎年の固定資産税(市町税)が課税されます。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は天理市に帰属します。
権利移転の手続	権利移転のための登記等は天理市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。(開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。) 1 売却決定通知書 2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書 3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書 4 固定資産評価証明書または同通知書 5 郵送料(500円程度)
公売保証金の返還について	最高価申込者及び次順位買受申込者以外に入札者が納付した公売保証金は公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙(200円)の貼付、消印が必要です(※保証金が5万円未満の場合は不要)。

(ご注意)

- ・入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあつた場合は、新しい入札書に書き直して入札箱に入れてください。
- ・向一人が2以上の入札書をいれることはできません。
- ・公売当日は印鑑(認印可)をご持参ください。※代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印

公売公告付表

売却区分 番 号	1-1	見積価額	2,575,000 円
		公売保証金	300,000 円
公売財産の表示	(土地) 所在 奈良県天理市勾田町 地番 24番地8 地目 宅地 地積 107.66㎡ (家屋) 所 在 奈良県天理市勾田町24番地8 家屋番号 24番8 構 造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 45.95㎡ 2階 34.78㎡ 以上登記簿による表示		
公売財産の概要			
利用状況・ 法的規制等	地盤・地勢 接道状況 道路に面しているが、道路法及び建築基準法上に定める道路のいずれにも非該当。 使用状況 公売財産の所有者とその親族が現在使用中。 管理状況 現況確認のまま。 公法上の規制 市街化区域 準工業地域 建ぺい率60% 容積率200% 特記事項 上記のとおり、道路には面しているが、道路法及び建築基準法上に定める道路のいずれにも非該当であり、奈良県郡山土木事務所によると、現状では建物の建築は不可である。加えて公売財産(建物)につき建築確認申請がなされていない。 その他事項 公売財産の売却決定は、最高価申込者にかかる入札価額をもって行う。		

<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 ・公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、執行機関(天理市)は責めを負いません。 ・執行機関(天理市)は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うこととなります。 ・土地の境界については隣接地所有者と、接面通路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時期です。ただし、法令等の規定により許可又は登録等を必要とする公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 ・公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 ・公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(令和元年 7 月 5 日 掲示済)

天理市公告第38号

下記の工事について、事後審査型条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6の規定により公告する。

令和元年 7 月 5 日

天理市長 並 河 健

第 1 入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 嘉幡市営住宅外壁塗装工事
- (2) 工事場所 天理市 嘉幡町
- (3) 工事概要 嘉幡市営住宅（5戸建1棟、4戸建2棟、計3棟13戸）
外壁塗装工事
 - ・外壁塗装工事 1.0式
 - ・底防水工事 1.0式
 - ・その他付帯工事 1.0式
- (4) 工 期 契約日から令和元年11月29日まで
- (5) 入札方法 電子入札による

- (6) 予定価格 13,211,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額(計10%)を含む。)
- (7) 変動型最低制限価格
最低制限価格は事後公表(事後決定)とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。
変動係数は、開札日当日、開札の実施前に電子くじにより決定する。

第2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの。)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たすこと。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第7条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が令和元年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(令和元年度)において建築一式工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 暴力団に係る排除措置要件(別紙3)に該当するものでないこと。
 - ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑧ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - ⑨ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑩ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
- ① 別紙2の資格を有する者。
 - ② 入札参加者と3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線332

第4 仕様書の閲覧

仕様書は、本市ホームページにて閲覧に供する。(閲覧用パスワード:2345)
閲覧場所 天理市役所入札審査室内ホームページ (<https://bit.ly/2KBqSWL>)

第5 質問・回答に関する事項

仕様書に対する質問がある場合のみ以下のとおり提出するものとする。
質問書の提出期限:別紙1(入札日程)のとおりとする。
質問の方法:FAX又はE-mail

FAX 0743-62-5016

E-mail d-nyusatu@city.tenri.nara.jp

なお、上記の日時・方法以外の質問書には回答を行わない。

回答の日時：別紙1（入札日程）のとおりとする。

回答の方法：天理市役所入札審査室内ホームページにて質問内容とともに閲覧に供する。

第6 入札方法等

- (1) 入札書は、別紙1（入札日程）の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付のうえ、電子入札システム上で提出すること。（ICカードは入札参加資格者本人（法人の場合は代表者又は委任がある場合は受任者）名義でなければ入札に参加することはできない。）

※ 工事費内訳書の様式に規定はないが、参考書式として天理市役所入札審査室内ホームページ（<https://bit.ly/2Q0YN90>）からダウンロードすることが可能。

※ 工事費内訳書の工事価格（消費税及び地方消費税を除く金額）欄に記載されている金額と入札金額に相違がある入札書は無効とする。

（その他無効となる入札書は、天理市建設工事電子入札実施要領及び入札の心得に従うものとする。）

- (2) 入札書等の電子入札システムの受付期間

別紙1（入札日程）のとおりとする。

第7 開札日時、場所及び入札執行回数

- (1) 日 時 別紙1（入札日程）のとおりとする。

- (2) 場 所 天理市役所 3階 334会議室

- (3) 入札執行回数 1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。

第8 落札候補者の決定及び事後審査

- (1) 落札候補者

落札候補者の決定方法は「天理市建設工事電子入札実施要領」第16条に従い決定する。落札候補者には電子入札システムを通じて通知をする。この場合において、落札候補者は正当な理由なく入札参加資格確認申請書及び事後審査に係る書類の提出がない場合、入札参加停止措置の対象となることがあるので十分注意すること。

- (2) 事後審査

落札候補者は、開札日の翌日（休日を除く）の午後5時までに次の書類を総務課入札審査室まで持参すること。

- ① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号-1）

- ② 建設業許可通知書の写し

- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し（審査基準日が1年7ヶ月以内で最新のもの。）

- ④ 配置技術者の資格者証の写し（監理技術者を置くことが必要な工事にあつては監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある監理技術者証の写し）

※ 実務経験のみの主任技術者については経歴書を提出すること。

- ⑤ 配置予定技術者と3ヶ月以上雇用関係にあることが確認できる書類（健康保険証等）の写し。

- (3) 落札者決定

落札候補者が提出する事後審査に係る書類により参加資格の有無を審査した後、落札者を決定する。落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定通知書を電子入札システムにより送信するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

第9 その他

- (1) 契約書作成の要否

要する。落札者は天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除

- ② 契約保証金 免除

- (3) 契約の不締結

- ① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が本市から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

- ② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。

- (4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が暴力団に係る排除措置要件（別紙3）に該当するときは、契約を解除するものとする。

また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

この公告に定めのない事項は、天理市契約規則、天理市建設工事執行規則及び天理市建設工事電子入札実施要領に従う。

別紙1（入札日程）

嘉幡市営住宅外壁塗装工事	
事 項	期 間 等
公告及び仕様書公開日 電子入札システムでの公開日	令和元年 7 月 5 日（金） 公告・仕様書等は天理市ホームページからダウンロードで きます。
質問書の提出期限	令和元年 7 月 11 日（木）まで 仕様書に対する質問がある場合のみ提出。第 5 参照。
質問書への回答日	令和元年 7 月 19 日（金） 天理市ホームページ内にて質問内容と合わせて公開。
入札書等の電子入札システム受 付期間	令和元年 7 月 22 日（月）午前 8 時 30 分から 令和元年 7 月 24 日（水）午後 5 時まで
開札の日時	令和元年 7 月 25 日（木）午前 10 時 00 分
入札参加資格確認申請書及び事 後審査に係る書類の提出期限	令和元年 7 月 26 日（金）※ 1 午後 5 時 落札候補者は入札審査室に持参にて提出してください。

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時ま
でを除く。）とする。

※ 1 公告第 7（3）の場合（再度入札）にあつては、日程の変更を行う。変更後の日程については総
務課入札審査室から入札参加者に電話等の確実な方法で連絡をする。

別 紙 2

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）

- ① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後 5 年以
上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者
で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
- ② 建築工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者
- ③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関す
る学科に合格した後 5 年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学
に関する学科に合格した後 3 年以上実務の経験を有する者
- ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理
（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
- ⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級建築士又は 2 級建築士の免許を受けた者
- ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

別 紙 3

暴力団に係る排除措置要件

（措置要件）

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正
な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用して
いるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的
若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記 3 及び 4 に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難され
るべき関係を有しているとき。
- 6 市発注工事の契約に係る下請契約又は資材等、原材料の購入契約等の契約（以下「下請
契約等」という。）に当たり、その相手方が上記 1 から 5 までのいずれかに該当することを
知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記 1 から 5 までのいずれかに該当する者をその相手方としてい
た場合（上記 6 に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当
該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも
関わらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

教育委員会

(令和元年 6 月 10 日 掲示済)

天教告示第 8 号

令和元年 6 月 14 日 午前 11 時から 6 月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

令和元年 6 月 10 日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(令和元年 6 月 25 日 掲示済)

天農委告示第 7 号

令和元年 6 月 25 日 午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

令和元年 6 月 25 日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

記

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条に関する申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条に関する申請について
 - 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - 議案第 5 号 農用地利用配分計画について
 - 議案第 6 号 その他
- ① 市街化区域の専決処分について (報告)

選挙管理委員会

(令和元年 6 月 7 日 掲示済)

天選告示第 35 号

令和元年 6 月 1 日現在における地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和元年 6 月 7 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

50 分の 1 の数	1,076	人
6 分の 1 の数	8,965	人
3 分の 1 の数	17,930	人

(令和元年 7 月 4 日 掲示済)

天選告示第 36 号

令和元年 7 月 3 日現在における地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和元年 7 月 4 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

50 分の 1 の数	1,077	人
6 分の 1 の数	8,968	人
3 分の 1 の数	17,936	人

(令和元年 7 月 4 日 掲示済)

天選告示第37号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

令和元年 7 月 4 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

期日前投票所名	期日前投票所の場所	開設期間	開設時間
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所 1 階 131会議室	7 月 5 日～ 7 月 20 日	午前 8 時 30 分～午後 8 時 00 分
天理駅南団体待合所 期日前投票所	天理市川原城町803番地 天理駅南団体待合所	7 月 14 日、 7 月 15 日	午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分

(令和元年 7 月 4 日 揭示済)

天選告示第38号

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙につき、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所は、次の場所に設ける。

令和元年 7 月 4 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所名	在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所 1 階 131会議室

(令和元年 7 月 4 日 揭示済)

天選告示第39号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における各期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年 7 月 4 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

(令和元年 7 月 4 日 揭示済)

天選告示第40号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における本市の各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

令和元年 7 月 4 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

(令和元年 7 月 4 日 揭示済)

天選告示第41号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年 7 月 4 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

(令和元年 7 月 4 日 揭示済)

天選告示第42号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙につき、本市開票区の開票は、次の場所及び日時に行う。

令和元年 7 月 4 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

- 1 場 所 天理市丹波市町180番地
天理市立丹波市小学校体育館
- 2 日 時 令和元年 7 月 21 日 午後 9 時 10 分

(令和元年 7 月 4 日 揭示済)

天選告示第43号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年 7 月 4 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

開票管理者		開票管理者の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
天理市蔵之庄町 2 1 7 番地	西 口 恵 紹	天理市勾田町 2 2 2 番地 9	西 辻 健 一

(令和元年 7 月 4 日 揭示済)

天選告示第 44 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院選挙区選出議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名及び党派別の揭示の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

令和元年 7 月 4 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

- 1 場所 天理市役所 5 階 5 3 3AB 会議室
- 2 日時 令和元年 7 月 4 日 午後 5 時 15 分

(令和元年 7 月 4 日 揭示済)

天選告示第 45 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定により、開票立会人として届出のあった者が 10 人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上あるときにおけるくじは、次の場所及び日時に行う。

令和元年 7 月 4 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

- 1 選挙区選出議員に係るくじ
場所 天理市役所 5 階 5 3 3AB 会議室
日時 令和元年 7 月 18 日 午後 5 時 15 分
- 2 比例代表選出議員に係るくじ
場所 天理市役所 5 階 5 3 3AB 会議室
日時 令和元年 7 月 18 日 午後 5 時 20 分

(令和元年 7 月 4 日 揭示済)

天選告示第 46 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定により設置したポスター揭示場は、次のとおりである。

令和元年 7 月 4 日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

別紙のとおり

公営企業

(令和元年 6 月 24 日 揭示済)

天理市上下水道局告示第 6 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

令和元年 6 月 24 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

令和元年 6 月 24 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 やまと技建
代表者 池田 将也

住 所 奈良市杏町568-1 B-105

(令和元年 7 月 1 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第12号

平成31年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和元年 7 月 1 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 4 処理分区	富堂町の一部

(令和元年 7 月 1 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第13号

平成31年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和元年 7 月 1 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 5 処理分区	荒蒔町の一部